

**平成28年度 第1回 福岡県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 議事要旨**

**I 日時・場所**

平成29年2月10日（金） 9：56～11：23  
福岡県自治会館1階 101会議室

**II 出席者**

- 1 委員 村上 英明委員（会長）、吉田 隆一委員、貫 博喜委員、高藤 秋子委員  
【欠席：堤 康博委員】
  
- 2 職員 八尋事務局長、福永事務局次長、岩隈総務課長、結城企画財政担当課長、  
中原事業課長、内屋敷資格保険料担当課長ほか

**III 議事の要旨**

**1 審議**

特定個人情報保護評価書に対する第三者点検の実施について

【事務局】（「説明資料」、「特定個人情報保護評価書（案）」「情報連携全体イメージ図」「主な変更箇所一覧」「特定個人情報保護評価における審査の観点」「特定個人情報保護評価の種類判断表」について「審議資料」に基づき説明）

【委員】情報連携に係る広域連合の責任範囲については、資料2の1ページ、①で囲った枠内という認識でよいか。

【事務局】直接的な責任範囲については、統合専用端末と、医療保険者中間サーバとの接続の境目であるが、今回、特定個人情報保護評価の実施に当たり、広域連合で管理する正本のコピーを中間サーバに保存するため、評価範囲はそこまで含めている。なお、中間サーバの運用は、広域連合からの委託に基づき国保中央会等が行うため、運用に関する監督責任は広域連合にもある。

【委員】情報漏えいは正当なアクセス権限を付与された者からの漏えいが少なくなく、その原因は意図的なもの、ミスによるもの等様々であるが、例えば、USBに保存したデータを外部に持ち出し紛失した場合、どのような情報が漏えいするか。

【事務局】漏えいする情報としては、副本に登録する葬祭費情報、高額介護合算情報及び被保険者資格情報、その他、加入者情報もUSBを使って情報連携を行うため漏えいの恐れがある。

【委員】資料2の2ページ、緑と黒の点線の部分、中間サーバへのデータ登録及び広域連合でのデータ受領両方にそういった情報が含まれると思われるが、漏えいした場合、個人を特定できるのか。情報漏えいを100%防ぐことは不可能だが、万が一漏えいしても、個人を特定できなければ問題ないと思われるが。

【事務局】USBについては、情報連携用のUSBを2つに限定し、情報の送信・受信後、直ちにデータを削除する運用を徹底する。しかし、削除を忘れることも考

えられるため、パスワードロック機能やUSBのハードディスクそのものを暗号化し、万が一の紛失時に情報漏えいのリスクを軽減する措置を講じることとしている。

【会長】USBの物理的な管理はどうするのか。例えば施錠するなどの管理は行うのか。

【事務局】USBを使って業務を行うのは、事業課の資格保険料係及び給付係だが、係長を管理者とし、机に施錠して管理する運用を行っていく。

【委員】資料2の4ページ、正本と副本についてだが、社会通年上、副本は正本をコピーしたものとして使われる言葉だが、ここでいう副本は正本のコピーではなく、違う意味で使っているのか。

【事務局】基本的には同じ情報だが、情報連携はリアルタイムではなく1日に1回の頻度での運用であるため、タイムラグにより正本と副本に違いが生じる場合がある。

【会長】副本の情報は限定されているのか。

【事務局】葬祭費等の一部の情報に限定されている。正本にはその他多くの情報が含まれている。

【委員】評価書の34ページ以降、リスクに対する分析や評価がきちんとなされているが、コンサル等に外部委託したのか。

【事務局】外部委託はしていない。本評価書は国が作成したテンプレートを基に作成しており、内容については、個人情報保護評価を所管する委員会やベンダーの意見を聞きながら分析・評価を行ったものである。

【会長】評価書の朱字箇所は全国共通という認識で良いか。

【事務局】そのとおりである。具体的にこの措置は本広域連合ではなく、実際の事務を行う支払基金が行う。

【会長】評価書52ページの従業者に対する教育・啓発について、定期的な研修を実施するとのことであったが、具体的にどのような研修か。

【事務局】今年度については、新任者向け研修の他に、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が全自治体に向けて配信するeラーニングにより「個人情報保護評価」に関する研修を受講している。本来、研修は研修計画を策定し、それに基づいて受講していくべきものであるが、現時点では研修計画を策定していないため、今年度末を目処に策定し、来年度以降は計画に基づき実施していきたい。

【会長】事務委託について、組織外に一旦情報が漏えいすると取り返しがつかない。契約書に損害賠償条項や罰則規定を設けているとのことだが、単に契約書を交わすだけでなく、本広域連合の個人情報保護条例の主旨、具体的な措置等について、徹底すべきである。

【会長】評価書の表紙、「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」について、特定個人情報は、個人のプライバシーのなかでも特に知られたくない個人情報であるため、広域連合として然るべき措置を講じていることを強調するための表現に改めるべきではないか。また、本評価書はプライバシー保護の他に、住民の信頼の確保を目的としたものであるが、この宣言に住民の信頼確保に関する記載が無いため、追記すべきではないか。修正は難しいと思うが、検討願いたい。

【事務局】 了解した。

【委員】 リスクを100パーセント回避することは不可能であるが、住民の安心・信頼を確保するためにも、然るべき措置を講じていることを表明することが非常に重要である。

【会長】 本日委員の方からいただいたご意見等を踏まえ、必要に応じて評価書の修正等をやっていききたい。評価書の修正については、私と事務局で意見交換させていただくことで、会長である私にご一任いただきたい。事務局においては、委員の方からのご意見を最大限に尊重して、評価書に反映していくようお願いしたい。

## 2 説明・報告事項

### (1) 平成27年度情報公開条例の運用状況

### (2) 平成27年度個人情報保護条例の運用状況

### (3) 市町村へのレセプト情報提供

### (4) 医療費分析にかかるレセプト情報提供等

【事務局】（「平成27年度情報公開条例の運用状況」「平成27年度個人情報保護条例の運用状況」「市町村へのレセプト情報提供」「医療費分析にかかるレセプト情報提供等」について「説明・報告資料」に基づき説明）

【委員】 公文書開示について、具体的な開示内容はどのようなものか。

【事務局】 被保険者から健康に関する相談を受けた時に職員が作成したメモである。

【会長】 本件は公文書の開示ということだが、個人情報の開示請求であれば、より多くの情報が開示可能ではないか。

【事務局】 本広域連合において公文書とは、通常、職員が作成するもの、他から届いた書類、また、職務中のメモ等についても公文書として取り扱っている。個人情報開示請求だと審査基準も違ってくるが、あくまでも情報公開請求であったため、公文書の開示として取り扱ったものである。

【会長】 情報公開請求であれば、本人の発言内容も不開示となるのではないか。

【事務局】 支障のない範囲で開示したものである。

【会長】 正確には、個人情報開示請求であれば開示可能だが、公文書開示であれば個人が特定できるため部分開示若しくは不開示となる。今回は支障のない範囲で開示したものだと思う。

【委員】 個人情報開示請求で2件の取下げがあるが、その理由は。

【事務局】 他で代替できるとの理由である。

【会長】 資料2ページの21番、故人に係る口座情報は部分開示との説明であったがその理由は。

【事務局】 保険給付の中に葬祭費というものがあり、葬祭を行った方若しくはその代表者に支給されるものである。本請求は、その葬祭費を支給した振込口座の開示を求めるものであり、開示請求者から見て第三者の個人情報であったため、部分開示としたものである。

【会長】 故人の口座情報は開示しているのか。

【事務局】 配偶者、子などの遺族であれば開示している。

【会長】 遺族が故人の開示請求を行う場合、条例に定めがないため運用で対応して

いるとのことだったが、請求できる遺族の範囲はどこまでか。  
【事務局】法定相続人の範囲で運用している。